

## 日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和 5 年 2 月 9 日（木）13：30～14：05

場 所：日本薬剤師会第 2 会議室

出 席 者：山本会長、渡邊副会長（WEB）、安部副会長

### 提出資料：

- ・令和 4 年第二次補正予算案 保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）普及事業への対応について（第 4 報）  
（令和 5 年 2 月 1 日 日薬情発第 189 号）
- ・令和 4 年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進（依頼）および広報用ポスターの掲示について  
（令和 5 年 2 月 6 日 日薬業発第 426 号）
- ・水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について（依頼）  
（令和 5 年 2 月 7 日 日薬業発第 432 号）

### 1. 令和 4 年第二次補正予算案保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）普及事業への対応等について

渡邊副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

令和 4 年第二次補正予算案が 12 月 2 日に成立したことに伴い、厚労省より同補正予算に関する交付要綱が発出された。

補助の対象者は「物価高克服経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定された令和 4 年 10 月 28 日以降、令和 5 年 3 月 31 日までに申請した薬剤師とされ、本認証局が申請者に請求している発行費用から、補助額を差し引いた額を申請者に請求する形とされている。

#### <補助の条件>

- ・オンライン資格確認等システムを導入済み、または、顔認証付きカードリーダーの申し込みが完了している薬局に勤務している薬剤師
- ・「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定された令和 4 年 10 月 28 日以降、令和 5 年 3 月 31 日までに申請した薬剤師

本会では、申請者に対して既に補助額 5,500 円（1 万 1 千円（税込）を上限とする発行費の 2 分の 1 補助）を差し引いた金額で請求しているが、閣議決定後から補助額適用前の価格で請求をした申請者（対象者約 2 万人）に対しては、年度内を目処に補助金分の返金を開始する予定である。

詳細な手順は現在策定中だが、①クレジットカード支払いを行った申請者に対しては、クレジットカード会社経由の返金、②コンビニ支払いを行った申請者に対しては、本人名義の銀行口座への返金を予定している。

なお、閣議決定前に申請をされた本会会員（対象者約 1500 人）は補助金対象外となるが、

本会の独自施策として補助額と同額を補填することとした。この補填についても同様の方法を取る予定であり、開始時期等に関しては詳細が決まり次第お伝えする。

#### ○HPKI カードの発行状況について

既に発行処理がされた HPKI カードは 2 万 1723 枚であり、郵送された申請書は 4 万通を超えている。今後も着実に対応していきたい。

### 2. 令和 4 年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進（依頼）および広報用ポスターの掲示について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

厚労省では、国及び地方公共団体と自殺対策を集中的に展開し、関係団体及び民間団体等と連携した啓発活動によって、援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう支援策を重点的に実施している。

本年度のポスターは、3 月に 40 代、50 代を中心とした中高年男性の自殺者が特に多くなる傾向を踏まえて、中高年男性に相談を呼びかけるようなデザインとなっている。

多くの国民に自殺予防への認識を高めていただくために、薬局でもポスター掲示のほか、地域の関係機関と連携の上、積極的な取り組みをしていただくよう各都道府県薬剤師会に通知を発出した。

### 3. 水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

平成 29 年 8 月に水銀に関する水俣条約が発効され、環境上適正な方法で管理することが規定されたことから、環境省では、平成 26 年度より水銀血圧計や水銀体温計等（以下、水銀血圧計等）の回収を支援する事業（以下、回収促進事業）を実施されてきた。

本会は、これまでに都道府県薬剤師会及び地域薬剤師会のご協力の下、水銀血圧計等の回収に協力している。本年度も環境省では回収促進事業を実施しており、医療機関や薬局では回収・処分を行う際の計画策定等に関する相談窓口を設置している。

更なる水銀血圧計等の回収に向けての取り組み等についてご協力いただくよう都道府県薬剤師会宛に通知を発出した。

記者からの質問は以下の通り。

記者：HPKI について、「物価高克服経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定される前に申し込まれた日本薬剤師会会員（対象者約 1,500 人）というのは、具体的にいつ頃から申し込まれていたのか伺いたい。

渡邊副会長：2022 年 9 月 26 日の受付け開始以降である。

記者：閣議決定の前に申請された方も含めて何らか（申請時期により内容は異なる）の補助が行われると解釈してよろしいか。

渡邊副会長：その通りである。

記者：登録販売者のパブリックコメントが開始されている件について、日薬内で協議されていることがあれば伺いたい。

**山本会長**：現状では行っていない。

**記者**：大正製薬が、OTC 販売機で検査キットを販売しようとしている件について、日薬の意見を伺いたい。

**山本会長**：利便性を考えての案だとは思うが、以前にドン・キホーテでの医薬品販売の案が出た際に示した通り、薬剤師を介さず購入するという方法は、本会としては好ましくないと感じている。特に検査キットは、正しい使用方法や結果の判断等、個人では対応が困難な場合もあるため、地域の薬剤師や薬局で直接購入していただき、サポートを受けながら使用することが安全かつ妥当であると考えている。

**記者**：電子処方箋の運用実施に伴い、各都道府県薬剤師会の実施状況などの集計結果があれば伺いたい。

**渡邊副会長**：現在、35 カ所から回答が集まっており、「1 月 26 日から対応（ソフトの整備などが終わっている）」と回答した薬局は 368 軒、「年度内に対応」は 6,000 軒以上、「次年度以降に対応」は 5,000 軒以上となっている。

**記者**：4 月 1 日からの診療報酬上の特例措置の「地域支援体制加算」については、新たな施設基準が追加された。このうち、地域の保険医療機関・同一グループではない保険薬局に対する在庫状況の共有、医薬品融通などの取り組み事例が求められている。これらに対して日薬ではどのように対応していく予定か伺いたい。

**安部副会長**：この件については中医協の資料で示されているが、本会からも都道府県薬剤師会宛に通知を発出しており、求められている条件を満たすための具体的な事例や、薬局の利用者に掲示物を通して案内できるポスター例等を伝えている。今後も、新たな事例があればすぐに各都道府県内で情報共有ができるように対応していく予定である。

**記者**：今回、「地域支援体制加算」において新たな施設基準が追加されたことについて山本会長から意見を伺いたい。

**山本会長**：地域の実情に合わせた薬局での取り組みを、周知するという意味で「地域支援体制加算」の施設基準に加えられたと考える。今まで薬剤師が行ってきたことを明確にするという意味である。従って、要件が強化されたという認識はない。

次回の定例記者会見は、令和 5 年 2 月 22 日（水）、16：30～17：30

以上